

障がいがある人もない人も暮らしやすい社会へ

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会を目指しています。障害者差別解消法の内容を確認し、何が出来るか振り返ってみましょう。

障害者差別解消法で求められていること

不当な差別的取扱いの禁止

障がいがあるという理由だけで入会、入店を拒否することは障がいのない人と違う扱いをしており、不当な差別的取扱いにあたりとされ、禁止されています。正当な理由がある場合は、その理由を説明し、理解を得ることが必要です。

合理的配慮の提供

障がいがある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、負担になり過ぎない範囲で必要な配慮を行うことが求められます。

障がい者差別解消に関する講演会

- と き 11月23日(祝) 午後3時～4時45分 開場：2時30分
- と ころ 市民会館会議室1
- テ ー マ 障がいのある人もない人もともに暮らせるまちづくりを目指して
- 講 師 内閣府障害者差別解消法アドバイザー 又村あおい
- 参加費 無料
- 定 員 80人



申し込み 11月16日(金)までに電話、ファクス、メールで所属、職名、氏名、連絡先、参加にあたり配慮が必要な場合は必要な配慮を福祉課(FAX66♦3130✉shogai@city.gamagori.lg.jp)へ。※手話通訳あり

福祉課 ☎66♦1106

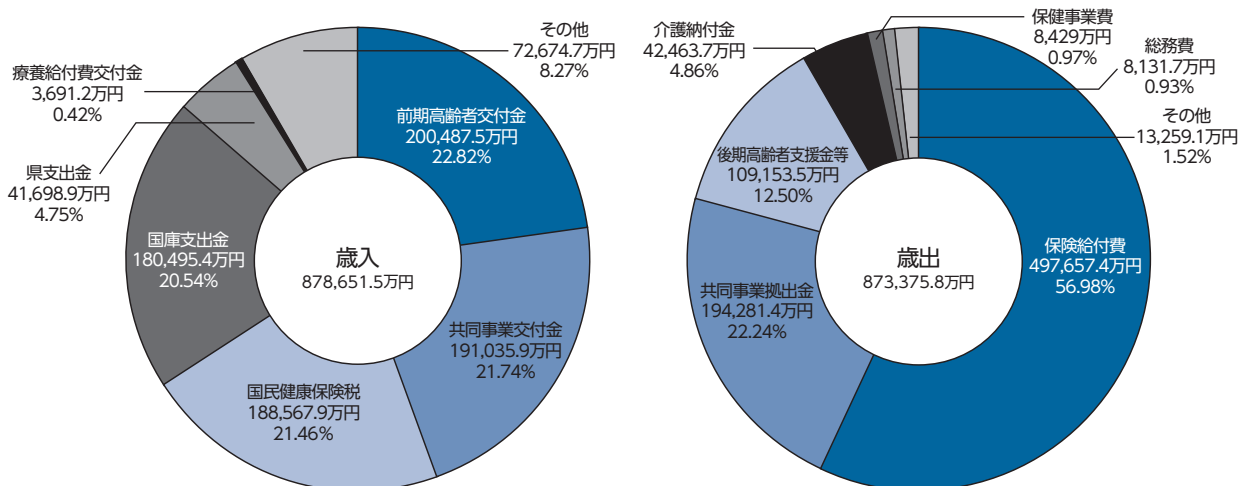
国民健康保険財政状況 平成29年度決算

保険年金課 ☎66♦1103

平成29年度の市国民健康保険特別会計の歳入は87億8,651万円、歳出は87億3,375万円であり、収支は5,276万円の黒字でした。しかし、この額から前年度からの繰越金を除く実質の収支は、約2,943万円の赤字となっています。

平成30年度から、県も国民健康保険の共同保険者になり、市は県に国民健康保険事業費納付金を納付し、県は市に保険給付に必要な費用の全額を支払っています。国民健康保険税収納額が予定より少ない場合は市が補填して県に納付金を納めることとなります。市では、県国民健康保険運営方針の中で標準的な課税方式として、所得割・均等割・平等割の3方式が示されたことを踏まえ、資産割を今年度・来年度で段階的に廃止し、あわせて所得割・均等割の税率を改定します。

財政運営の責任主体である県とともに、今後も国民健康保険の健全な財政運営に努めていきます。



特定健康診査・保健指導を受け、いつまでも元気でいられるようにしましょう。